

低温工学・超電導学会関西支部規約

1984年6月25日 制定

2001年10月26日 改正

2008年5月12日 改正

2011年5月13日 改正

2023年5月19日 改正

(支部)

第1条 本支部は公益社団法人低温工学・超電導学会関西支部と称する。本支部の構成運営については公益社団法人低温工学・超電導学会定款に定めるもののほかこの規約による。

(目的)

第2条 本支部は、関西地区(近畿2府5県、岡山県及び福井県)における会員相互の連絡を密にすると同時に、関連学協会との交流をはかり、低温工学及び超電導分野の進歩、発展を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、第2条の目的を達成するため、講演会、見学会、講習会、研究会、その他の事業を行う。

(支部会員)

第4条 会員に正会員と事業会員を置く。

正会員は低温工学・超電導学会正会員のうち、関西地区に在住または勤務するもの及び関西支部事業会員企業、団体に所属して関西地区近隣に在住または勤務するもの、あるいは特別に関西支部正会員としての活動を希望し、支部役員会で承認されたものからなる。

事業会員は本支部の目的に賛同しその事業を援助する企業、団体または個人からなる。

事業会員は別に定める会費を支部に納入する。

(役員)

第5条 本支部に支部長1名、幹事若干名、監査2名の役員を置く。役員は総会において正会員あるいは事業会員のうちから選任する。役員の任期は2年とし、重任は妨げない。選任後は、低温工学・超電導学会理事会に報告する。

(役員会)

第6条 支部役員会は支部長の召集により開催する。役員会は事業計画、収支計画、その他の事項を立案し、その執行に当たる。

(諮問委員会)

第7条 支部長は役員会の承認を得て諮問委員を委嘱することができる。諮問委員は諮問委員会を組織し、支部長の諮問に応じる。

(総会)

第8条 支部総会は原則として年1回開催し、役員の選任、事業計画、収支計画、その他の重要事項を審議決定する。総会の成立には会員の4分の1以上の出席を必要とする。

(経費)

第9条 支部の経費は本部交付金、事業会費、事業に伴う収入、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第10条 この規約の実施に必要な細則は、支部役員会の議決によって別に定める。

(改正)

第11条 規約の改正は支部総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。改正後は、低温工学・超電導学会理事会に報告する。

付則(1984年5月25日)

この規約は1984年4月1日にさかのぼって適用する。

付則(2001年10月26日)

この規約は2001年4月1日にさかのぼって適用する。

付則(2008年5月12日)

この規約は2008年4月1日にさかのぼって適用する。

付則(2011年5月13日)

この規約は2011年4月1日にさかのぼって適用する。

付則(2023年5月19日)

この規約は2023年4月1日にさかのぼって適用する。

- 第1条 低温工学・超電導に関する学術及び技術に関して優秀なる若手研究者に対し、関西支部若手奨励賞並びに信貴賞を設ける。なお、信貴賞は、初代関西支部長として低温工学の発展に尽力され、とりわけ若手研究者の育成に努められた故大阪市立大学名誉教授信貴豊一郎氏の威徳を顕彰して設立されたものである。
- 第2条 若手奨励賞は、関西支部主催若手講演会での発表者の中から、低温工学・超電導に関する学術及び技術に関して、顕著な貢献の可能性を示している者に対し、選考委員会で数名選考し授与する。奨励賞は、賞状、及び副賞とする。
- 第3条 若手奨励賞の中から特に顕著と思われる者1名に対し、信貴賞を授与する。
信貴賞は賞状、盾、及び副賞とする。
- 第4条 選考委員会は3名で構成し、関西支部役員会で選出する。

